○法務省告示第四十二号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年二月二十日法務省告示第七十二号の一部を次のように改正する。

平成三十年一月三十一日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［略］ ロ　イ以外の実習実施機関	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［略］ ロ　イ以外の実習実施機関
名称 / 所在地 / 実習内容 ［略］ 株式会社中央飯金 / 千葉県木更津市潮見八丁目六番地 / 自動車整備	名称 / 所在地 / 実習内容 ［略］ 株式会社中央飯金 / 千葉県木更津市潮見八丁目六番地 / 自動車整備
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第四十三号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成三十年一月三十一日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容
名称 / 所在地 / 実習内容 ［略］ 株式会社ＭＡロジスティックス / 岐阜県山県市岩佐道川千三百四十二番地 / 婦人子供服製造 の三十九の二	名称 / 所在地 / 実習内容 ［同上］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○法務省告示第四十四号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十八年四月四日法務省告示第百七十五号の一部を次のように改正する。

平成三十年一月三十一日

法務大臣　上川　陽子